

埼玉県中学校体育連盟保護者引率細則

埼玉県中学校体育大会出場規定第2条（8）により中学校体育大会保護者引率について、次のように定める。

当該運動部が学校に設置されていない個人種目に生徒が希望し保護者から申し出があった場合、校長は次の処置を講ずることができる。

校長は、校長・教員が生徒を引率することにより学校運営等に支障があると判断した場合、「中学校体育大会保護者引率細則」に基づき申し出のあった保護者を引率者とすることができる。

1 保護者引率を認める個人種目

- | | | | |
|-----------|----------|-------------|------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 体操競技 | (3) 新体操 | (4) 水泳競技 |
| (5) 卓球 | (6) 柔道 | (7) 剣道 | (8) バドミントン |
| (9) 相撲 | (10) テニス | (11) ソフトテニス | (12) スキー |
| (13) スケート | | | |

※団体戦に出場した学校の個人戦における保護者引率は基本的に認めない。

※陸上競技・水泳のリレーは個人種目として取り扱わない。

(剣道・バドミントンは、団体戦・個人戦の参加種目が別目であれば、保護者引率を認める)

- 2 生徒は各支部の予選を通過する等、県大会出場が決定していなければならない。
- 3 申し出ることのできる保護者とは、家庭調査表（書）等により学校に届け出のあった保護者とする。
- 4 個人種目に該当するソフトテニス等はダブルスであるから、1人の生徒に1名の引率者（保護者）が付き計2名となる。兄弟姉妹の場合はその保護者1名でよい。
- 5 大会に出場するための手続き（大会参加に必要な書類の記入及び提出・代表者会議への出席・生徒への指導等）は校長が行う。
- 6 保護者が引率する場合、大会申込書の「保護者氏名・自宅電話・保険の加入」欄に記入する。
- 7 引率上の留意点・大会会場における留意点等。
 - (1) 引率する上での留意点等
 - ア 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - イ 引率上の責任はすべて保護者にあるので、生徒・保護者共に任意の傷害保険等に加入する。
加入についての手続きは保護者が行い、費用についても保護者が負担する。
 - ウ 生徒の服装持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - エ 大会の結果と帰校報告を当日に行う。
 - オ その他、引率に必要な留意点について校長又は教員が引率する保護者と面談の上指導する。
 - (2) 大会会場における留意点等
 - ア 大会要項に従い、決められた時刻に受付を済ませる。
 - イ 大会開始から終了するまで、会場からでることはできない。
 - ウ 打合せ会に出席し運営等について確認する。専門委員長の要請により、大会の運営に協力する。その際、旅費・旅費雑費等は支給されない。
 - エ 競技に関して抗議等はできない。
 - オ 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となる。
 - カ ゴミ等は必ず自宅に持ち帰る。
 - キ 荒天時等、保護者は会場に直接問い合わせることができない。
- 8 その他
 - (1) 埼玉県中学校体育連盟が主催及び共催する下記大会に適用する。
 - ア 学校総合体育大会
 - イ 新人体育大会兼県民総合体育大会
 - ウ 通信陸上競技県大会
 - (2) 全国中学校体育大会の出場規定では、保護者の引率は認められていないので注意する。

付則 この細則は平成10年4月1日より施行する。

平成16年4月23日一部改正

平成22年4月27日一部改正

平成25年4月23日一部改正

平成28年4月27日一部改正

令和2年4月28日一部改正